

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	市民生活部 滞納整理課
委託業務番号	令和4年度 長整第5号
委託業務名称	長浜市非強制徴収債権未収金回収業務委託
委託業務場所	長浜市内
業務の概要	非強制徴収債権の未収金回収の為、次の各号に定める業務。 イ 内容証明郵便発送業務 ロ 法的措置(支払督促、訴訟行為、強制執行等)業務 ハ 債務者又は債務者の関係者からの回収金の収納に係る業務
履行期間	令和4年4月1日 から 令和5年3月31日
契約年月日	令和4年4月1日
契約額(税込)	1. 着手金 内容証明郵便発送業務 単価22,000円 支払督促等業務 単価44,000円 強制執行等業務 単価33,000円 2. 報酬金 回収金に対して16% 3. 実費 申立費用、切手代等 60,368円
契約の相手方	[所在地又は住所] 三重県津市栄町二丁目466番地 [商号又は名称] 楠井法律事務所
契約相手方の選定理由	自治体の債権回収に精通し、かつ少額訴訟や支払督促等の法的手続きを行うとなると弁護士の中でも行えるものが限られており、その中で楠井法律事務所は隣県である三重県内の自治体の債権回収を担い、自治体の債権回収における研修の講師や自治体への任期付き職員として弁護士を派遣されていたという実績もあり、自治体の債権回収に精通し、業務への速やかな対応が行えるため。
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 (該当する項目に○印) 売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格(賃借の契約にあっては、予定賃貸(1) 借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、(2) 加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。 (8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。 (9) 落札者が契約を締結しないとき。